

熱中症対策行動計画

令和4年4月13日

熱中症対策推進会議決定

熱中症対策行動計画

令和4年4月13日
熱中症対策推進会議

目次

はじめに	2
第1. 熱中症の現状及び評価	4
1. 熱中症の現状	4
2. 計画目標の達成状況の評価	14
第2. 目標	15
第3. 重点対策	15
1. 重点対象分野	16
(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化	16
(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進	17
(3) 地方公共団体による熱中症対策の取組強化	20
(4) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立	21
(5) 顕著な高温の発生に備えた対応	22
2. 連携の強化	23
(1) 地域における連携強化	23
(2) 産業界との連携強化	24
3. 広報及び情報発信の強化	26
第4. 基盤となる取組	28
1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供	28
2. 調査研究等の推進	28
第5. 推進体制及び本計画の見直し等	29
1. 推進体制	29
2. 本計画の見直し及び評価	29

はじめに

気候変動の影響により、年平均気温は世界的に年々上昇しており、我が国においても上昇傾向にある。特に1990年代以降、夏季において猛暑日の日数が増加している（図1）ほか、国内における年平均気温は100年あたり1.28℃上昇しており、令和3年の国内平均気温は令和2年、令和元年に次いで過去3番目に高かった（図2）。こうした中、熱中症による救急搬送人員、死亡者数は依然高い水準で推移しており、熱中症は高齢者に限らず、全ての世代の国民生活に直結する深刻な問題である。

また、世界では、令和3年6月にカナダ西部にて49.6℃を記録し、多くの死亡者が発生した熱波などの顕著な高温が各地で発生している。国内でも、平成30年7月の日本の記録的高温は地球温暖化がなければ起こり得なかったことが示されている。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が令和3年8月に発表した第6次評価報告書においては、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されているため、十分な認識を持って熱中症対策を進めていくことが重要である。

また、新型コロナウイルス感染症が引き続き流行している中で、熱中症と新型コロナウイルス感染症の初期症状が似ていることから、医療現場の負担軽減のためには夏季における熱中症による救急搬送人員の軽減などは重要な課題である。

さらに、令和4年夏の気温が北・東・西日本で高い、沖縄・奄美で平年並か高いと予測されているところ、ウクライナ情勢などの影響により、原油等の国際価格が高い水準で推移している中、電気料金や安定的な電力供給への影響も懸念されており、全国民がエアコンを適切に利用し、十分な熱中症予防行動を取らない場合、今夏の熱中症リスクは非常に高くなることが考えられ、例年以上に一層の危機感を持って対応していかなければならない。

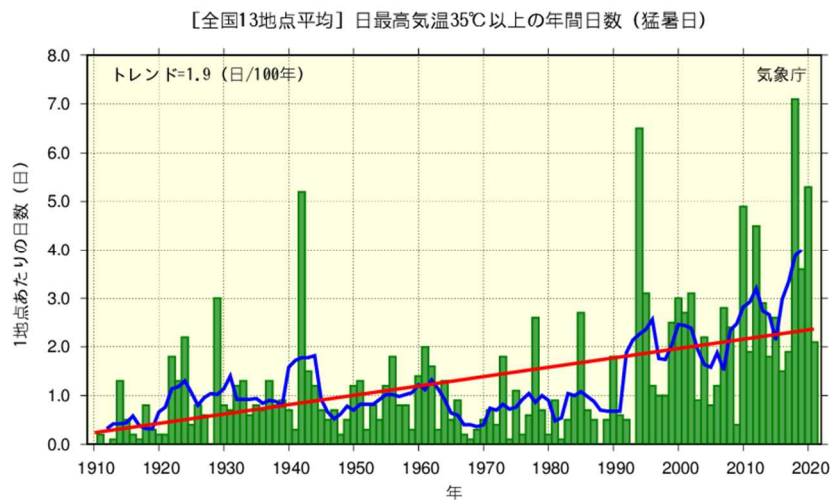
熱中症対策は、政府が重点的に取り組んでいる気候変動対策の適応策の中でも、国民の命や健康に直結する重要な課題であり、関係する分野は、医療、福祉、教育、スポーツ、農林水産業、労働現場など多岐にわたる。政府においては、平成19年から熱中症関係省庁連絡会議を開催し、各種の取組を進めてきたところであるが、近年は熱中症の発生が高い水準で推移しており、令和3年の熱中症による死亡者数は、8月中旬は気温が低かったこともあり、701人（概数）と中期的な目標である年1,000人を下回ったものの、顕著な減少傾向に転じたとは言えず、むしろ地球温暖化の進行を考慮すれば、今後更に増加することが懸念される。

そのため、政府においては、令和3年3月25日に熱中症関係省庁連絡会議を改め、熱中症対策を一層推し進めるため「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築した上で、特に死亡者数の多い高齢者向けの熱中症対策や、地域や産業界との連携強化などの重点対策を体系的にまとめた「熱中症対策行動計画」（以下「本計画」

という。)を策定したところである。今般、本計画に基づく政府における施策を見直すとともに、新たな課題として見えてきた分野・地域における熱中症対策の促進や、令和3年6～7月にカナダで発生した熱波のような顕著な高温に備えた対応といった施策の強化を図るべくため、本計画を改定する。

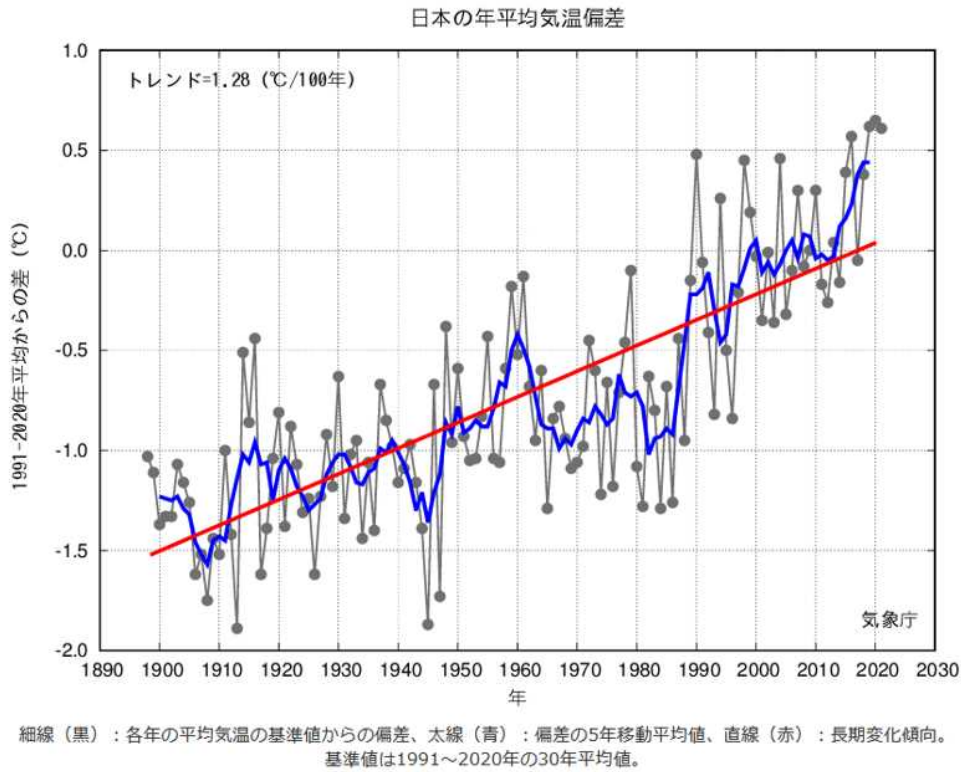
熱中症は適切な予防や対処を実施することで、死亡や重症化を未然に防ぐことができる疾病である。本計画により、熱中症に係る諸課題を踏まえつつ、熱中症対策の中期的な目標と令和4年夏の目標を設定し、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民の各主体が一体となった熱中症対策の計画的な推進を図り、もって国民の健康な生活の確保に寄与することを目指していく。

<図1 全国（13地点平均）日最高気温35℃以上の年間日数（猛暑日）>
(1910～2021年)



(出典：気象庁 HP)

<図2 2021年（令和3年）の日本の天候>



（出典：気象庁 HP）

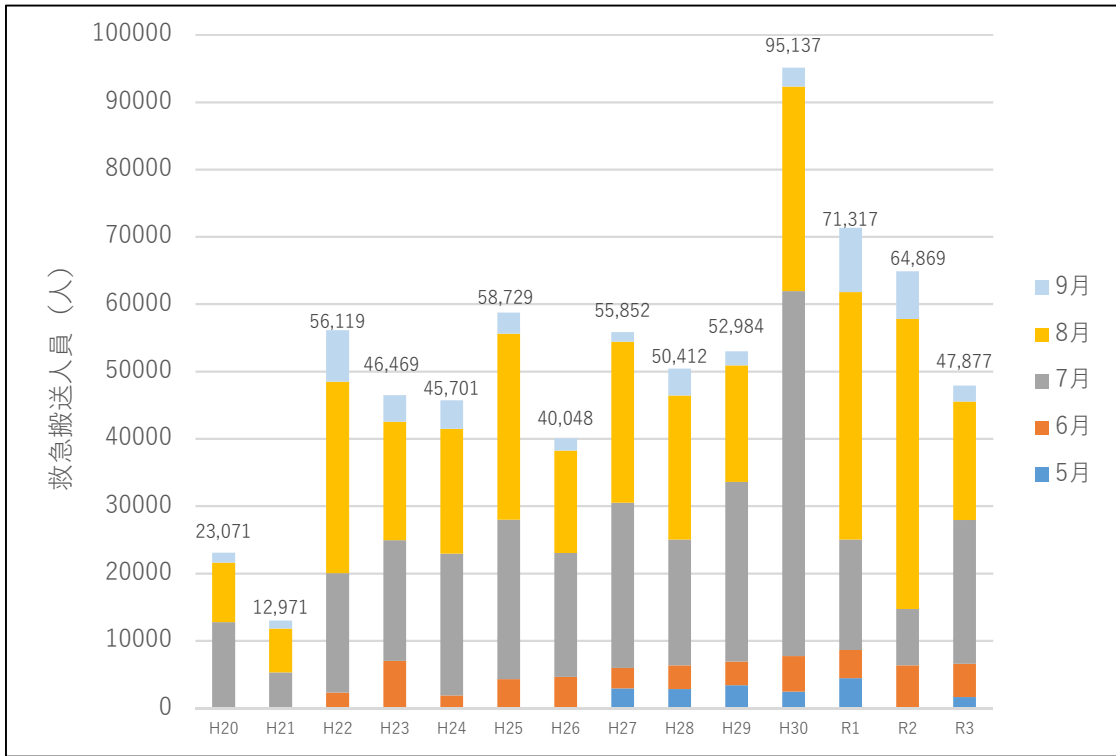
第1．熱中症の現状及び評価

1. 熱中症の現状

（熱中症による救急搬送人員、死亡者数の推移）

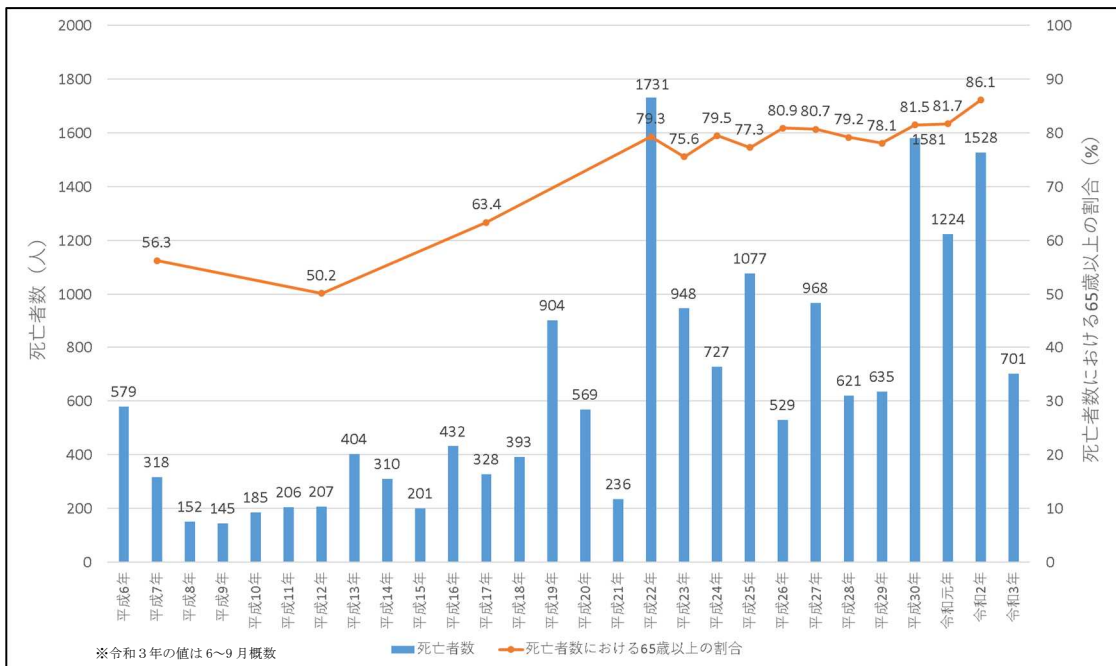
近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移している。令和3年5～9月の救急搬送人員は47,877人となり、平成22年以降は救急搬送人員は4万～5万人前後で推移している。（図3）。熱中症による死亡者数は、平成30年から令和2年までは1,000人を超えている状況であり、令和3年の死亡者数は701人（概数）であった（図4）。熱中症による全国の死亡者数の5年移動平均においては、平成6年～令和3年までの間、増加傾向にある（図5）。

<図3 熱中症による救急搬送人員の年次推移>



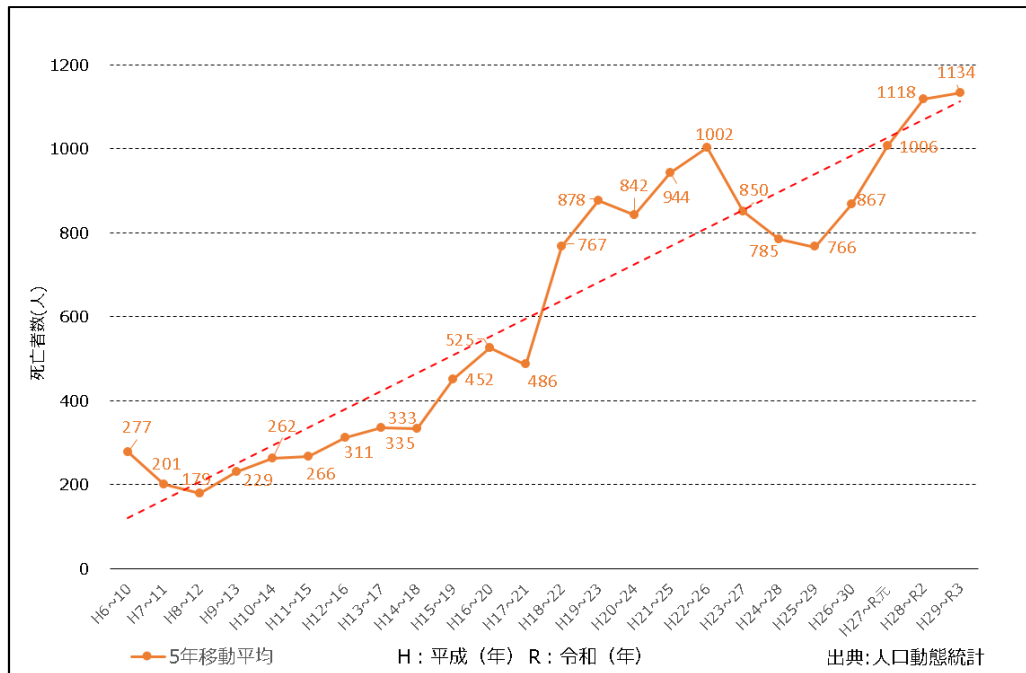
(出典：消防庁 HP)

<図4 熱中症による死亡者数の年次推移>



(出典：人口動態統計より環境省作成)

<図5 熱中症による死亡者の状況5年移動平均（全国）>

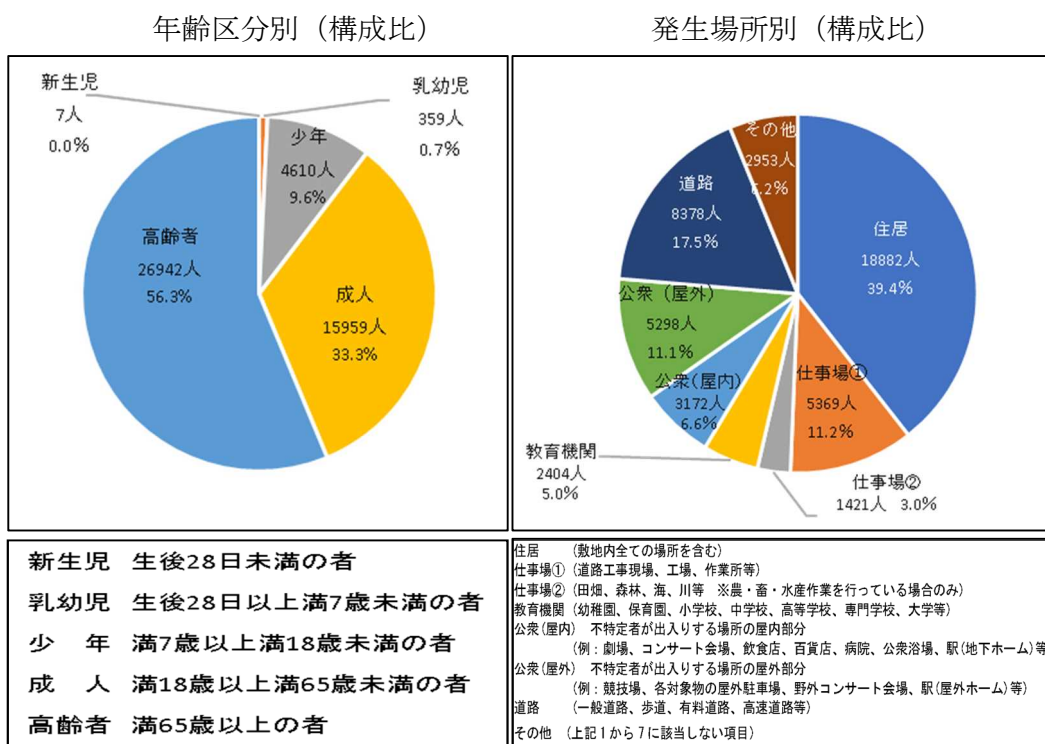


(出典：人口動態統計より環境省作成)

(高齢者における熱中症発生状況)

令和3年5月から9月の熱中症による救急搬送人員の年齢区分別の内訳をみると、5割以上は65歳以上の高齢者となっている(図6)。平成22年から令和2年にかけて熱中症による死亡者の約8割を65歳以上の高齢者が占めている(図4)。令和3年夏の東京都23区と大阪市における熱中症による死亡者の内訳においては、東京都23区では8割以上、大阪市では7割以上が65歳以上の高齢者であり、屋内で亡くなった方のうち約9割がエアコンを使用しておらず、約1~2割がエアコンを設置していなかったことが明らかになっている(図7)。

＜図6 令和3年5～9月の熱中症による救急搬送人員＞
 (年齢区分別・発生場所別)

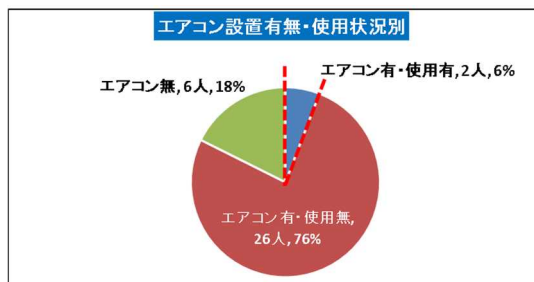
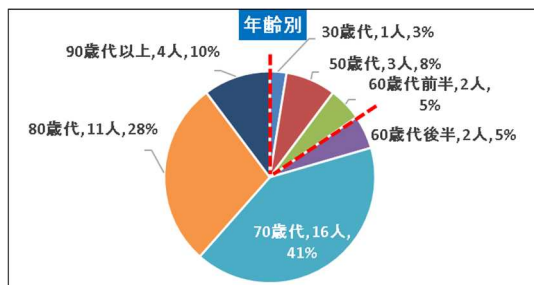


(出典：消防庁)

＜図7 令和3年夏における熱中症死亡者数の内訳＞

東京都 23区

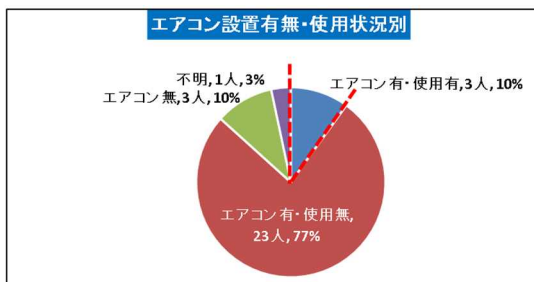
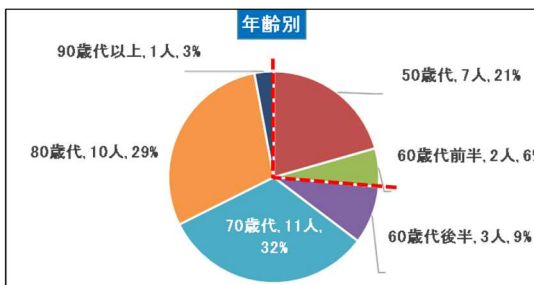
計 39人 (速報値) のうち



(出典：東京都監察医務院)

大阪市

計 34人 (速報値) のうち

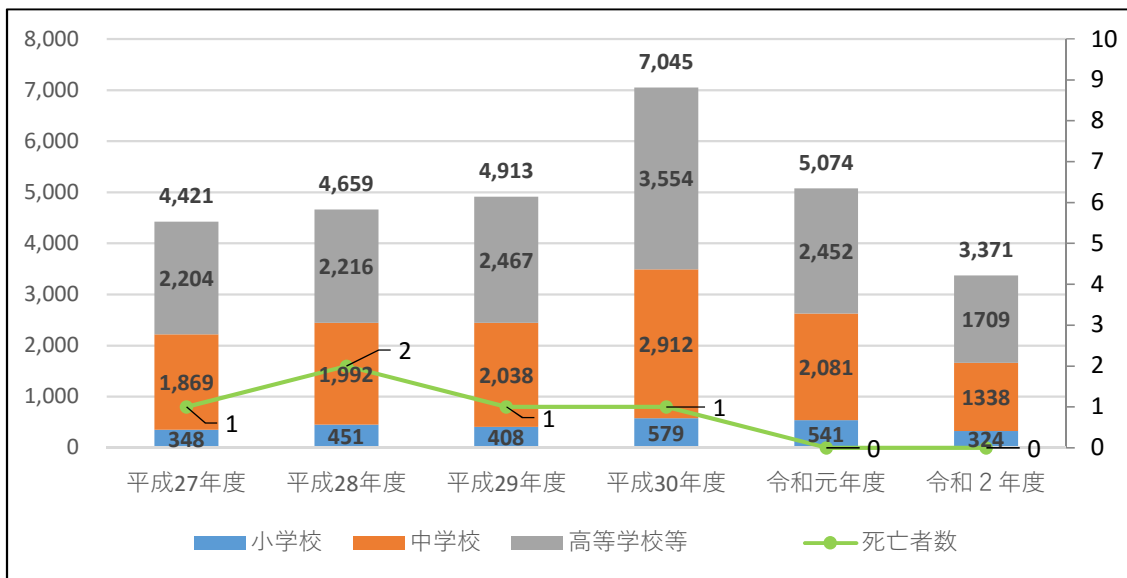


(出典：大阪府監察医事務所)

(管理者がいる場等での熱中症発生状況)

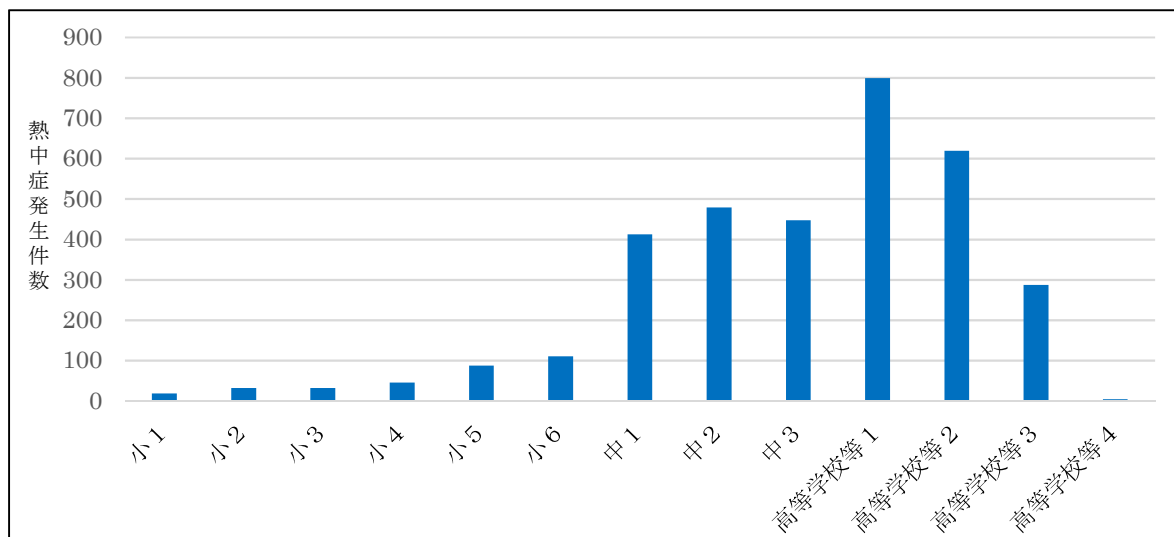
令和3年5月から9月の熱中症による救急搬送人員の発生場所別の内訳をみると、仕事場、教育機関、公衆から搬送されている人数が約37%を占めている(図6)。これらの場所では、管理者等がいることが想定され、このうち、学校現場においては、直近の令和2年度では熱中症事故の発生件数(災害共済給付制度による医療費支給件数)に減少が見られるものの、平成27年度以降の発生件数は約5,000件程度となっており、また、新型コロナウイルス感染症流行前の平成30年度までは学校種別では中学校・高等学校等の発生件数が多くなっている(図8・図9)。職場においては、熱中症による死亡者数及び休業4日以上の上業務上疾病数は、平成30年は1,178人、令和元年是829人、令和2年は959人、令和3年は547人となっている(図10)。一方で、農業のような個人経営体が多くを占めるような産業においても、熱中症による死亡事故が発生しており、特に高齢農業者の割合が高くなっている(図11)。このように、管理者がいる場等でも毎年一定程度の熱中症患者が出ており、その年の暑さによって多少の増減はあるものの、高い水準にある状況が続いている。

＜図8 学校現場における熱中症事故発生件数＞
(災害共済給付制度による医療費支給件数)



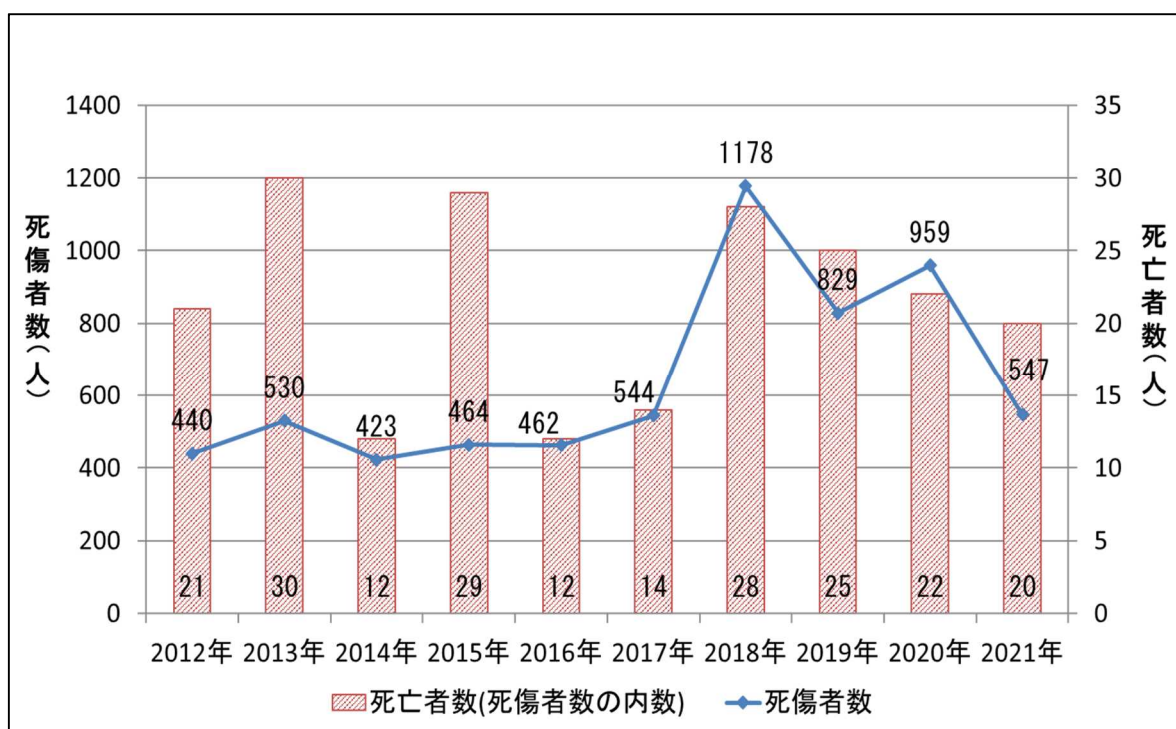
(出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター提供データより環境省作成)

<図9 学校種・学年 熱中症発生件数（令和2年度災害共済給付データ）>



(出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター提供データより環境省作成)

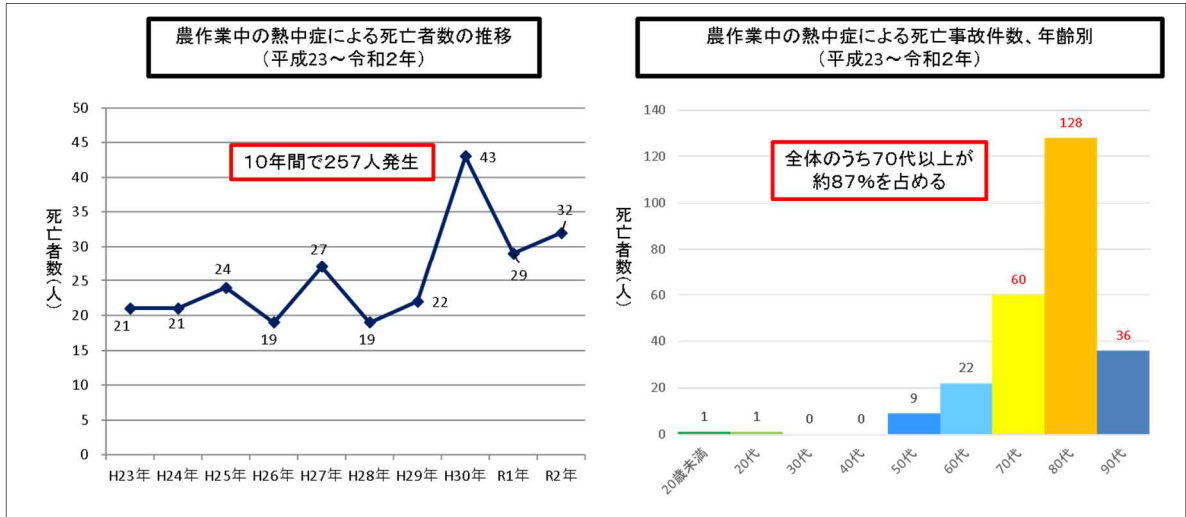
<図10 職場における熱中症死傷者数推移>



※2021年の件数は2022年1月14日時点の速報値である。

(出典：厚生労働省「業務上疾病調」)

<図 11 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況>

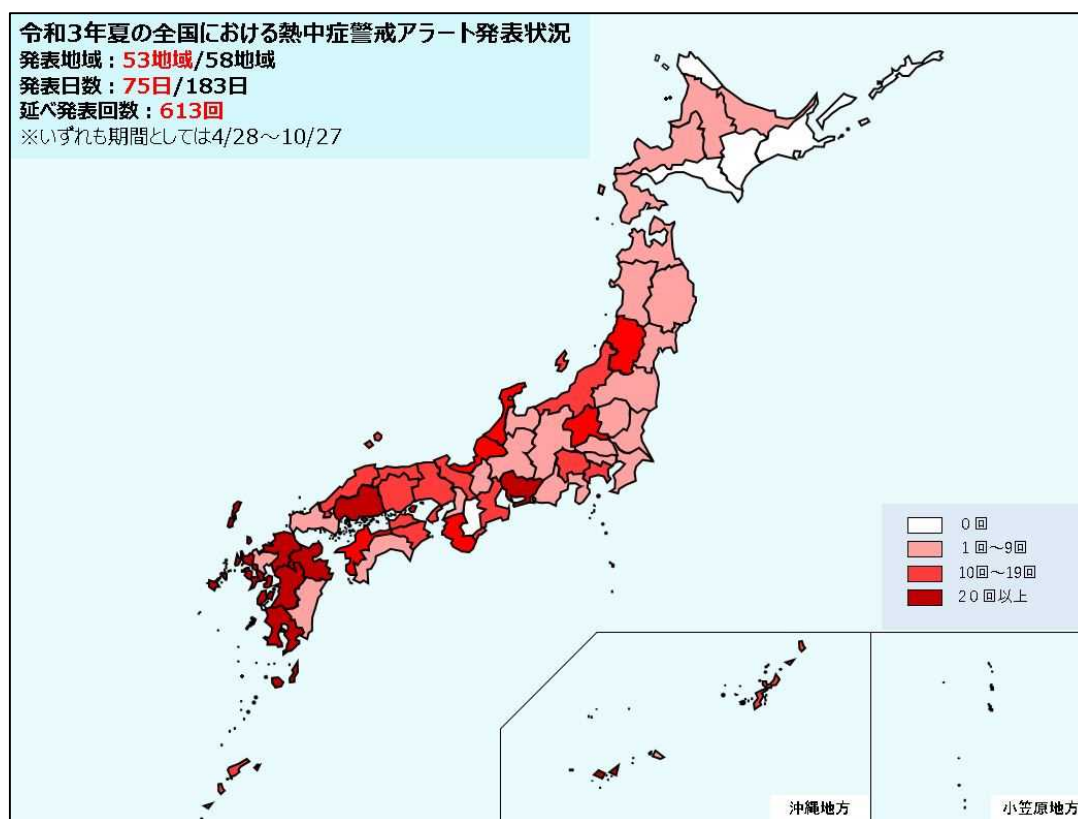


(出典：農林水産省調べ(「人口動態調査」の調査票情報を用いた独自集計))

(令和3年度の熱中症警戒アラートの発表状況)

「熱中症警戒アラート」は、令和3年4月28日から全国で運用を開始した。令和3年度の「熱中症警戒アラート」の運用期間（4月28日から10月27日）で、全国53地域において計75日間発表し、発表回数は延べ613回であった。

<図12 令和3年度の熱中症警戒アラートの発表状況>

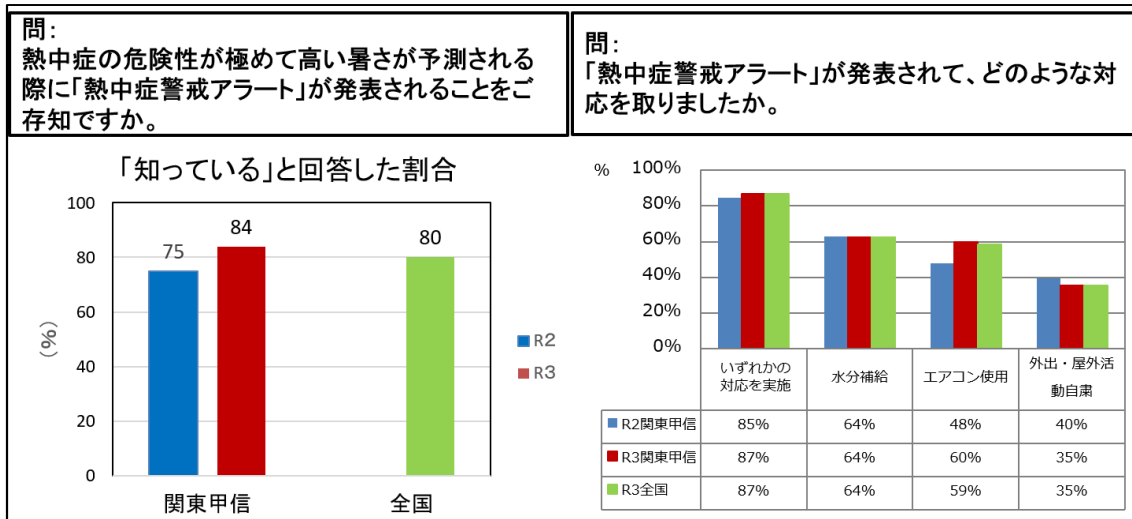


(国民及び地方公共団体における熱中症警戒アラートの活用状況)

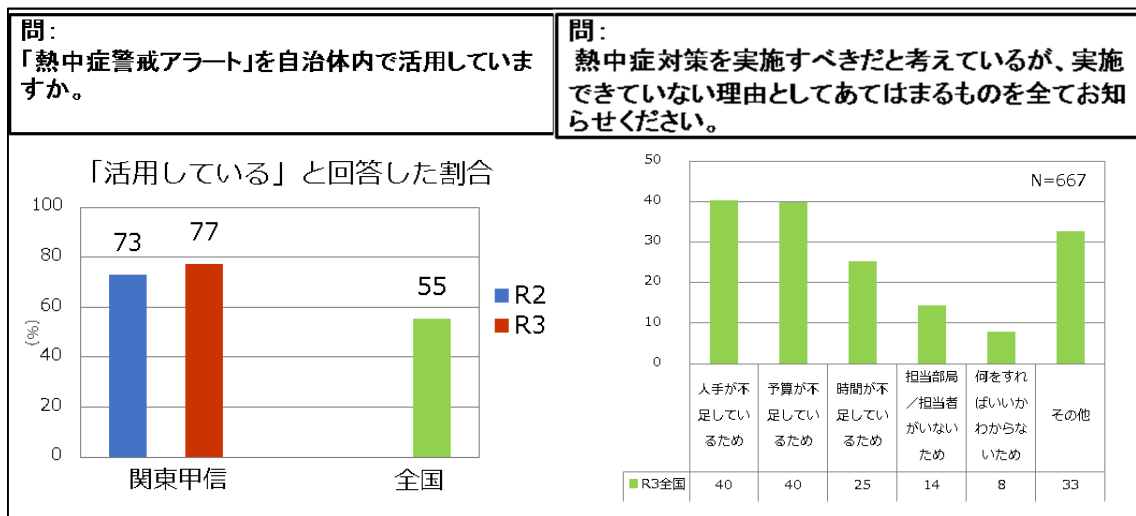
熱中症警戒アラートの活用状況等のアンケート調査を行ったところ、全国の国民の熱中症警戒アラートの認知度は80%であり、一定の認知度が確認されている。一方、熱中症警戒アラート発表時に「水分補給」、「エアコンの使用」、「外出・屋外作業の自粛」などの熱中症予防行動をとっている者の割合は、全体としてまだ十分に高くはなく、熱中症予防行動が十分に定着したとは言い難い状況となっている（図13）。また、一定程度の熱中症警戒アラートの活用や熱中症対策が実施されている地方公共団体は6割程度にとどまっている（図14）。熱中症警戒アラート発表時の熱中症対策は全国的に地域の差異なく実施されるべきところであるが、対策や対応について差が見られており、全体の底上げが必要である。さらに、地方公共団体における熱中症警戒アラートの活用や熱中症対策は、広報や呼びかけが中心となっており、イベントや行事の中止、熱中症警戒アラート活用ルールの策定、地方公共団体所有の施設への空調導入などの動きにはまだ

結びついておらず、こうした取組を推進するための人材、予算、組織体制及び関係部署との連携などの課題が多く寄せられている。

<図 13 熱中症警戒アラートの活用状況等のアンケート調査（国民向け）>



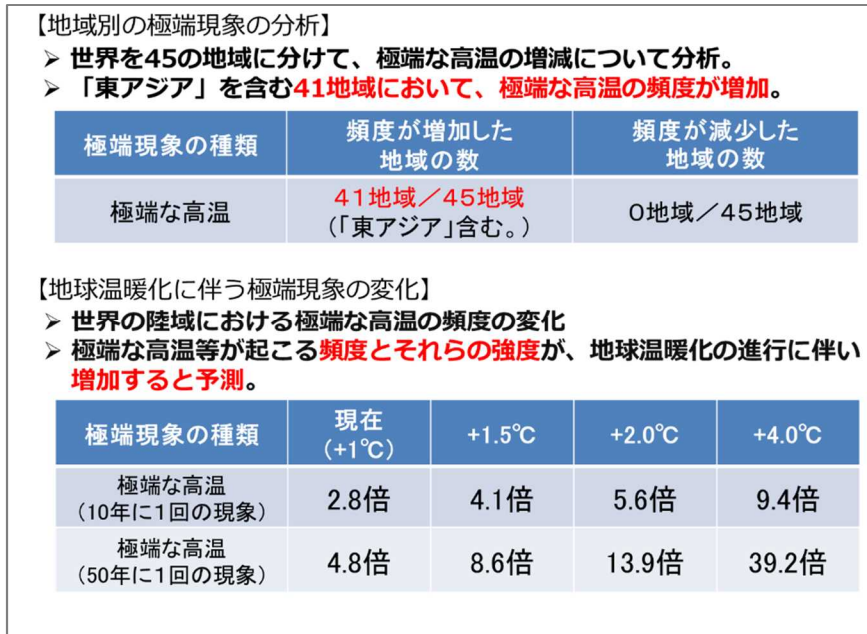
<図 14 熱中症警戒アラートの活用状況等のアンケート調査（地方公共団体向け）>



(地球温暖化の進行に伴う極端な高温の発生)

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) が令和3年8月に発表した第6次評価報告書において、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測されている (図15)。

<図15 地球温暖化と極端な高温の関係>

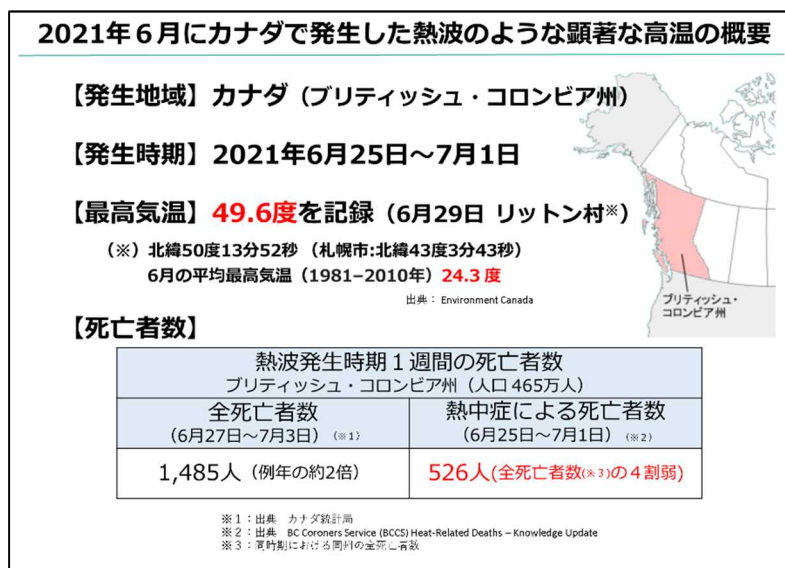


(出典：IPCC (気候変動に関する政府間パネル) 第6次評価報告書を基に環境省が作成)

(2021年6月にカナダで発生した熱波のような顕著な高温)

世界では、令和3年6月にカナダ西部において 49.6°Cを記録し、多くの死亡者が発生した熱波などの顕著な高温が発生している (図16)。

<図16 2021年6月にカナダで発生した熱波 (顕著な高温) の概要>



(令和4年夏の天候の見通し)

令和4年2月に気象庁が発表した季節予報によると、令和4年夏の天候は、「全国的に暖かい空気に覆われやすく、気温は北・東・西日本で高く、沖縄・奄美で平常並か高い」見通しである。

2. 計画目標の達成状況の評価

このように熱中症の発生状況については、引き続き高い水準にあり、一層の対策が求められる中、令和3年3月に定めた本計画の目標の達成の状況については次のように評価する。

- 中期的な目標である「熱中症による死亡者数ゼロに向けて、できる限り早期に死亡者数年1,000人以下を目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。」については、令和3年の熱中症による死亡者数は701人（概数）であり、1,000人以下となった。要因の一つとして、8月中旬は西日本から北日本の広い範囲で曇りや雨の日が多く気温が低かったことも考えられ、5年移動平均を見ると引き続き1,000人を超えて上昇傾向にある（図5）ことから、顕著な減少傾向にはいたっていない。
- 令和3年夏の目標である『「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動の定着を目指す。』については、国民及び地方公共団体における熱中症予防行動の活用状況からは、十分に高いとはいえない状況（図13及び14）であり、引き続き国民や地方公共団体等に対して、熱中症警戒アラートなどに基づく十分な熱中症予防行動を求めていく必要がある。

以上を踏まえ、本計画においては、第2及び第3において新たな目標及び重点対象分野等を定め、政府や関係者が一体になって更なる熱中症対策を講じていく必要がある。

第2. 目標

中期的な目標及び令和4年夏の目標を下記のとおりとする。

○中期的な目標：

- ・熱中症による死亡者数ゼロに向けて、2030年までの間、令和3年に引き続き死亡者数が年1,000人を超えないようにすることを目指し、顕著な減少傾向に転じさせる。
- ・顕著な高温が発生した際に、死亡者数を可能な限り減らすことを目指す。

○令和4年夏の目標：

「熱中症警戒アラート」などに基づき、国民、事業所、関係団体などによる適切な熱中症予防行動のより一層の定着を目指す。

第3. 重点対策

「第1. 熱中症の現状及び評価」を踏まえ、令和4年夏の目標の達成を目指した熱中症対策の「重点対象分野」として、

- ・死亡者数の多い「高齢者等の屋内での熱中症対策」
- ・熱中症の患者数が高い水準にあり、現場によって取組状況に差が見られる「管理者がいる場等における熱中症対策」
- ・熱中症対策の基盤となる地方公共団体を中心とした「地方公共団体による熱中症対策の取組強化」
- ・新型コロナウイルス感染症対策との両立
- ・顕著な高温の発生に備えた対応

に力点を置いて、熱中症対策を強化する。

また、これらの対策を全国で徹底するために、

・地方公共団体を含む地域における連携や、産業界との連携を強化する。

さらに、適時・適切なタイミングでの適切な熱中症予防行動を促すために、広報及び情報発信を強化する。

重点対策それぞれの課題について、対応方針に沿った具体的施策を集中的に講ずることにより、政府、地方公共団体、産業界、各種団体及び国民の各主体が一体となって、熱中症警戒アラート等に基づき適切な熱中症予防行動をとることが定着するよう、取り組むものとする。

1. 重点対象分野

(1) 高齢者等の屋内における熱中症対策の強化

<課題>

「第1. 熱中症の現状及び評価」のとおり、熱中症による死亡者の多くが屋内の高齢者である大きな要因としては、高齢者が暑さやのどの渇きを感じにくい上に、汗をかきにくく、体温を下げる体の反応が弱くなることから、自覚が無いまま熱中症にかかる危険性があることや、エアコンが設置されていないこと、設置されていたとしてもエアコンの適切な利用について知識不足（「エアコンは身体に悪いのではないか」等の誤ったイメージにより使用を控える等）等のために、高齢者やその周囲の人が、具体的な熱中症予防行動に移せていないことが挙げられる。また、高齢者（特に単身高齢者）、子ども、障害者等の熱中症となるリスクの高いいわゆる「熱中症弱者」についても、それぞれの特徴に応じた対応を講ずる必要がある。

<対応方針>

令和4年夏のエアコンの利用促進に当たっては、令和4年夏の気温が北・東・西日本で高く、沖縄・奄美で平年並か高いと予測とされている中、これまでとは異なり、今般のウクライナ情勢などにより電気料金や安定的な電力供給への影響も懸念されることを政府として強く認識し、今夏に全国民がエアコンを適切に利用し、熱中症予防行動につなげていくことが重要であることを十分に意識していかなければならない。

このような認識のもと、年々気温が上昇している状況やもはやエアコンの利用なくして熱中症予防や健康を保持することはできないことを、特に高齢者に対してはより一層周知していかなければならない。政府においては、高齢者等が、エアコンを適切に使用しない理由等を勘案しながら、関係府省庁が持つ熱中症対策に関する知見（健康上の留意点、エアコン利用の必要性や効果的な使い方、熱中症の初期症状、予防法や応急処置等）を、高齢者等の視点に立って伝わりやすいように包括的に取りまとめ、地方公共団体や民間企業等の協力も得ながら、関係府省庁が連携して、地方公共団体や関係府省庁が所管している団体を始めとした様々なルートを通じてワンボイスで伝えていく。これにより、熱中症に関する一層の周知を図り、適切な熱中症予防行動を促す。またエアコンの有効性の周知とともに普及策についても取組を進める。さらに、高齢者以外の熱中症弱者に対しても、それぞれの特徴を勘案しながら、関係者の協力も得つつ、伝わりやすいようなワンボイスでの普及啓発・情報伝達を一層推進する。

<具体的施策>

ア. 高齢者や子ども、障害者等の「熱中症弱者」に対する熱中症対策

○高齢者にとって伝わりやすいよう内容を取りまとめたリーフレット等の資料を

活用し、様々なルートを通じて周知する。

- 高齢者や子ども、障害者等の熱中症弱者に対して熱中症予防のための見守り・声かけを行うことが当たり前になる地域作りを目指し、地方公共団体の取組を支援する。
- 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする様々な情報伝達手段を活用して、熱中症弱者等へ情報提供を行うよう、地方公共団体に対して周知する。
- 地方公共団体の見守り活動、ゴミ出し支援等の行政サービスや地域の事業者とも連携した熱中症弱者への見守り・声かけ活動を強化する。
- エアコン利用の有効性の周知を図り、また、エアコンの普及促進についても取組を進めていく。特に今夏は暑くなり、熱中症を予防するためには適切なエアコン利用が重要であることについて、特に高齢者に対する周知を強化する。
- 障害の特性に応じた障害者向けの熱中症予防リーフレットを周知する。
- 災害等による停電やエアコンの故障等によりエアコンが適切に使用できない場合に備えた対応について、地域において関係者が連携し、協力できる体制づくりを推進する。

イ. ワンボイスでの普及啓発及び情報伝達による熱中症対策

- 熱中症についての関係府省庁が持つ基礎的な知識や予防法等をまとめた国民向けの統一的なマニュアルやポスター・リーフレット等の予防啓発コンテンツ、関係府省庁の様々なルートやツール等を活用して情報提供することで、ワンボイスでの熱中症予防に対する注意喚起を強化する。
- 政府一体となった熱中症関連情報の提供に向けて、関係府省庁の熱中症関連の取組を体系的に紹介するポータルサイトを活用し、一層の周知を図る。
- 人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように助けるナッジの活用を含めた啓発方法等について活用を促進する。

(2) 管理者がいる場等における熱中症対策の促進

<課題>

教育機関、社会福祉施設、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場や避難所のような管理者がいる場等においても、一定程度の熱中症患者が毎年発生しており、その年の暑さによって多少の増減はあるものの、中にはその数が高い水準となっている状況も見られる。また、個人経営体が多くを占める農業においても、一定程度の熱中症患者が発生しており、特に高齢農業者の割合が大きくなっている。この背景の一つとして、各現場によって具体的な熱中症対策の対応に差があることが挙げられる。例えば、学校現場については、令和3年秋に全国の教育委員会に対して実施したアンケートにおいては、学校向けガイドラインの作成を実施すべきだできていないとの回答が多く、必要性が認識されているものの実際には実施できていない状

況があることが明らかになった。

管理者がいる場等においては、熱中症対策を強化・徹底することによって、熱中症の発症を防止できる可能性が高いことから、重点的に熱中症対策を強化していくことが効果的である。

<対応方針>

教育機関、社会福祉施設、仕事場、農作業場、スポーツ施設、イベント会場、避難所等の現場において、それぞれの管理者等が、熱中症警戒アラートの活用や暑さ指数(WBGT)の測定・活用、各種ガイドライン・マニュアル類の活用などにより、各現場に応じた熱中症対策がより一層徹底されるよう、関係府省庁が連携して、各種ホームページやアプリ、通知等も利用した情報提供等の支援を実施する。また、個人経営体が多くを占める農業においては、農業法人だけでなく、家族経営の農業者等に対しても、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する。さらに、体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進する。学校においては、熱中症対策を含むマニュアル等の作成を促進するとともに、学校医等とも協力した学校現場での熱中症事故予防の体制整備を促進する。

<具体的施策>

ア. 学校現場における熱中症対策

- 学校等の教育現場における熱中症対策や判断の参考となるよう政府において作成した「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を教職員、学校医等といった学校保健に従事する教育関係者に対して周知し一層の活用を促すとともに、関係機関とも連携し、熱中症対策についての普及啓発を図る。
- 学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット、ポスター、映像資料等の普及を図る。また、学校現場外においても学校現場同様に児童生徒が適切な熱中症予防行動を行うことができるよう、関係者への周知の徹底を図る。
- 学校安全ポータルサイトにおいて、熱中症事故の予防に関する情報発信を適切な時期に実施し、注意喚起する。
- 公立学校施設について、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援する。また、夏の日差しを遮る、風通しを良くするなど校舎づくりの工夫について、事例集等を通じて周知する。

イ. 職場における熱中症対策

- 職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団体等に周知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者

に対する指導等を実施する。

- 令和4年は緊急時の対応体制の整備、暑熱非順化者の把握、WBGT値の実測に重点を置き、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進する。
- 職場における熱中症対策に特化したポータルサイトを設け、熱中症予防の知見や現場での取組、労働衛生教育を支援する。

ウ. 農業現場における熱中症対策

- 農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や熱中症予防強化キャンペーン期間を中心に、農業者や農業法人等に対して、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知することとし、多くの割合を占める高齢農業者に対しては、より一層の熱中症対策の周知を図る。
- 農林水産省が運営する「MAFF アプリ」を活用し、熱中症警戒アラートの発信情報を農業者等に対して、プッシュ式で提供する。
- メールマガジンや Facebook 等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供する。

エ. スポーツ施設における熱中症対策

- スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して、地方公共団体やスポーツ関係団体等に向けて周知を図るとともに、各協議会、研修等で注意喚起を実施する。
- SNS等を通して、スポーツ活動中の熱中症事故防止に関して注意喚起を実施する。

オ. イベント時の熱中症対策

- 夏季に人が多く集まるイベント主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン」を地方公共団体や教育委員会等へ広く周知するとともに、ホームページ上で公開し、イベントの開催時期や時間等の検討を含め、イベント主催者に活用を促す。
- ホームページ等を通じて、熱中症の予防・対処方法、外国人患者を受け入れる医療機関等の関連情報を多言語により発信する。
- 災害時情報提供アプリ「Safety tips」（14か国語）において、熱中症等関連情報をプッシュ型で通知する。
- 熱中症の予防対策や応急手当等を記載した訪日外国人等のための救急車利用ガイド（16か国語）を、消防庁ホームページ等を通じて情報発信する。また、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」（15言語）を、全国の消防本部へ導入することを推進する。

カ. 災害時の避難所での被災者・支援者における熱中症対策

- 災害時に特有の環境や状況から生じる熱中症に関する課題を収集・分析・評価し、

効果的な対策手法について検討し、作成したマニュアルやリーフレット等を活用してより一層の普及啓発を行う。

- 災害発生前及び災害発生時に、事務連絡を発すること等により、熱中症予防の周知を関係機関に依頼する。この際、災害や電力不足による停電によりエアコンが使用できない場合等に備えた対応についても関係機関へ適切に周知する。
- 災害時に避難所となる体育館等の公共施設におけるエアコンの整備を促進する。

(3) 地方公共団体による熱中症対策の取組強化

<課題>

熱中症対策は、住民への呼びかけなど、地方公共団体を中心とした地域における主体の役割が極めて重要である。一方、令和3年秋に政府において実施した地方公共団体に対するアンケート（図14）によれば、熱中症警戒アラートを活用している地方公共団体の割合は55%であり、熱中症対策を実施できていない理由として、

- ・ 予算や人材の不足
- ・ 地方内において熱中症を担当する部局が複数にまたがり一元的な調整等が困難
- ・ 国、都道府県及び市町村の役割が明確でなく対応が困難

といった声が寄せられた。熱中症は住民の命、健康に関する事項であることから、地域差を極力縮小していくことが必要であり、地方公共団体を中心とした地域における取組を進めていくために、国、都道府県及び市町村や地域における主体が連携し、一体となって対策を進めていく必要がある。

<対応方針>

地方公共団体における厳しい予算・体制状況の中でも熱中症対策が全国のどこの地域においても適切に行われるよう、地方公共団体における体制の構築、熱中症警戒アラートの適切な活用方法、地域における関係主体との連携の在り方等について、先進的な優れた取組が共有されやすいように周知、支援を推進する。

<具体的施策>

ア. 地方公共団体における熱中症対策のための庁内連携強化

- 地方公共団体においては、熱中症を担当する部局が複数にまたがり、統一的な熱中症対策がとられていないことから、地方公共団体の各部局に対して、他部局と連携した熱中症対策をとるよう働きかけを行う。

イ. 熱中症警戒アラートの効果的な活用の促進

- 熱中症警戒アラートについては、まだ多くの地方公共団体において十分な活用がなされていないことから、地方公共団体の各部局に対して、熱中症警戒アラートを庁内関係部局が連携して活用できるよう働きかけを行う。

ウ. 優れた熱中症対策の取組の共有

○熱中症対策に係る地方公共団体内における体制構築、事業者との連携、熱中症警戒アラートの効果的な活用などについて先進的な取組を行う地方公共団体の事例をとりまとめたガイドラインを作成するなどにより、優れた取組の全国展開を図る。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策と熱中症対策の両立

<課題>

新型コロナウイルス感染症については、多くの国民が2回目のワクチン接種を終え、令和3年12月より3回目のワクチン接種が開始されたものの、引き続き予断を許さない状況が続いている。新型コロナウイルス感染症と熱中症は、発熱等の初期症状が似ていることから、医療現場における負担の増加や、日常生活において混乱を招く可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症対策としてマスクを着用している場合は、着用していない場合と比べて、心拍数、呼吸数、血中二酸化炭素濃度、体感温度が上昇するなど身体への負担をかけることから、夏季の高温や多湿の環境下でのマスクの着用は、熱中症のリスクを高めるおそれがある。このため、これまでの経験も踏まえつつ、科学的知見（エビデンス）を基に、さらに効果的な対応を進める必要がある。

<対応方針>

マスク着用と熱中症の関係などを含めた、「新しい生活様式」における熱中症予防について、研究調査分析を進め、十分な科学的知見（エビデンス）を得ながら、各種のリーフレットやホームページ等を活用し、適切なマスク着用方法を含め、新しい知見を随時盛り込んだ対応策を、関係機関の協力も得ながら、周知を徹底する。

<具体的施策>

新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」における熱中症予防の周知

- マスクの着用と熱中症の関係を含む「新しい生活様式」における熱中症予防行動について、リーフレットを作成し、ホームページ等を通じて周知する。特に令和4年度については、令和3年度に得られた新しい知見を随時盛り込みつつ、適切なマスク着用方法を推進するなど、普及啓発をさらに強化する。
- 学校生活・スポーツ時における新型コロナウイルス感染症の感染予防と熱中症予防について、関係機関の協力も得ながら、周知する。
- 新型コロナウイルス感染症予防策と熱中症の関係について、「新しい生活様式」に即した熱中症のリスクの評価や、診断・予防・治療法確立のための研究調査分析を行う。

(5) 顕著な高温の発生に備えた対応

<課題>

地球温暖化に伴い、近年、世界においては各地で顕著な高温が発生し、住民の生活環境を脅かしている。例えば、令和3年6月には、カナダ西部において、49.6℃の日最高気温が観測され、カナダの国内最高記録が更新された（※）。また同年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した第6次評価報告書においては、極端な高温等が起こる頻度とそれらの強度が、地球温暖化の進行に伴い増加すると予測された。日本においても、令和3年は令和2年、令和元年に次ぐ過去3番目に年平均気温が高い年となり、また、国内最高気温の歴代上位20番については、約6割が平成30年以降であるなど、地球温暖化が進行していると考えられる。

こうした中、我が国においては、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民等すべての主体において、こうした暑さに対して十分な認識には至っておらず、必要な備えが適切になされていないことから、令和3年6～7月にカナダで発生した熱波のような顕著な高温が発生した場合は大きな被害が発生することが懸念される。このため、各主体においては、事前に一定の認識を持つ必要があり、また、こうした事態が発生した際に効率的かつ機動的な対応ができるよう事前に必要な対策を整理し、準備する必要がある。

(※) 令和3年6月～7月におけるカナダでの顕著な高温の事象の概要

北米西部では、令和3年6月～7月に熱波が発生し、カナダ西部のリットン（Lytton）では、同年6月29日に49.6℃の日最高気温を観測し、カナダの国内最高気温を更新した。カナダ ブリティッシュ・コロンビア州検視官の報告によると、熱波発生時期1週間（同年6月25日～7月1日）の熱中症による死亡者は526人（同州の人口1万人あたり1.13人）であり、同時期における同州の全死亡者数の4割弱を占めている。

<対応方針>

関係主体が地球温暖化に伴う顕著な高温の発生リスクが上昇していることを適切に把握するよう努めるとともに、今後発生する可能性のある顕著な高温に備えた準備について、特に地域が主体的に関与できるよう関係者間で連携して、新たな対策を講じることができるようにする。

<具体的施策>

地域において関係機関が認識すべき課題及び取り得るべき対策の整理

- 対応すべき関係機関の整理、連携・事前計画策定の方向性、暑さから避難する場所の確保等、地域において住民の命と健康を守るための体制整備を支援。

2. 連携の強化

(1) 地域における連携強化

<課題>

地域においては、地方公共団体が、住民への働きかけを含め、熱中症対策において重要な役割を担っているが、現状では、地方公共団体によってその取組に差が見られる。また、地方公共団体と地域の各種団体や民間企業との連携状況などにも、差が見られている。特に、令和3年度に全国展開した「熱中症警戒アラート」について、令和3年秋に政府において実施した地方公共団体に対するアンケートによれば、熱中症対策を実施すべきだと考えているが実施できていない理由として、関係部署・機関と連携できていないとの回答が見られた。また、熱中症警戒アラートについて、地方公共団体の中で有効な活用に至らない場合や、情報共有が上手くいかない場合も見られ、地域における連携した取組に課題が残った。

<対応方針>

地方公共団体を中心とした、地域における熱中症対策推進のための連携体制の構築を図り、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）などの適時・的確な情報の発信と伝達、地球温暖化を踏まえた熱中症対策の立案等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、高齢者、子ども、障害者等のいわゆる熱中症弱者への地域での見守りや声かけが実施されるよう、地域の団体や民間企業の取組や連携を促すとともに、ソフト・ハードともにきめ細やかな熱中症対策を行えるよう地域を支援する。

<具体的施策>

ア. 地域での「熱中症警戒アラート」等を活用した対策の推進

- 3. イの熱中症警戒アラート等を有効に活用し、地方公共団体から地域住民への適時・的確な情報の発信と伝達等により、地域住民の熱中症予防行動の促進につなげる。また、そのための地方公共団体向けシンポジウム等を実施する。
- 全国の地方公共団体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しするとともに、その取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。

イ. 地域の団体や民間企業と連携した見守り・声かけ等の取組の推進

- 地方公共団体内部における関係部局の連携や、地域における各種団体や民間企業との連携した対応を行える体制・場（プラットフォーム）の整備を促す。
- 高齢者、障害者、子ども等の熱中症弱者に対する地域の団体や民間企業と連携した声かけや見守りなどの取組を推進する。
- 打ち水等をはじめとした熱中症対策に関係する地域のイベント等を活用して見

守り・声がかがしやすい地域づくりを推進する。

ウ. 地域における取組の先行優良事例の普及拡大

- 地域の総合的な熱中症対策の推進を後押し、それらの先行優良事例の知見やノウハウの蓄積・共有などの支援を行い、ロールモデルを形成する。
- 各々の地域の実情や社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイダンスを取りまとめ、広く提供する。
- 「熱中症対策シンポジウム」等の研修会、講習会を地方公共団体等に向けて実施する。

エ. 救急業務・医療現場における熱中症対策の支援

- 熱中症傷病者に対する適切な対応が行われるよう、各地の消防本部に対して助言等を行う。
- 熱中症診療ガイドラインについて厚生労働省ホームページを通じて周知する。

オ. 地域の民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、日よけ等の整備の推進

- 民間建築物の敷地や公共施設等の緑化、公共施設等における日よけ等の整備を推進する。
- 人が感じる暑さについての科学的な情報や緑化技術やミストの設置等の効果的な暑さ対策の実施方法等を紹介する「まちなかの暑さ対策ガイドライン」の周知を通じ、地方公共団体等によるまちなかの暑さ対策の取組を促進する。

(2) 産業界との連携強化

<課題>

「第1. 熱中症の現状及び評価」のとおり、熱中症による死亡者の多くは、エアコンが適切に使用されていないことが大きな要因と考えられる。その背景として、エアコンが設置されていない場合やエアコンの使用法やクールビズの温度設定に関する理解が十分浸透していないことなどがある。また、エアコンだけでなく、暑さ指数(WBGT)計をはじめとした、様々な熱中症予防に関する機器や飲料類等が開発されており、それらの活用により熱中症対策をさらに推進していくことが可能である。このため、政府は、産業界との対話を深め、商品開発や普及啓発について協力を求めているなど、産業界との連携を強化していく必要がある。

<対応方針>

熱中症に関連した様々な商品やサービスの開発について、民間企業の技術開発や事業展開の後押しを通じた市場の拡充が、熱中症対策の一層の推進につながるよう、産業界との連携を強化する。また、熱中症予防に関する機器や商品等の普及を促進す

る。特に、エアコンについては、シーズン前の早期点検や適切な室温管理等の使用方の呼びかけや普及促進など、特に高齢者等を意識した対応を促進する。

<具体的施策>

- 3. アの熱中症予防強化キャンペーン等を実施し、その際、業界団体等へ熱中症予防についての普及啓発、商品開発等に対するさらなる協力を依頼する。
- 適切な熱中症予防行動につながる情報を示す暑さ指数（WBGT）計の利用を促進するため、認知度向上を図る。
- 特に高齢者を対象とした、熱中症予防に資する家庭用機器の普及を促進する。
- 「健康のため水を飲もう」推進運動の支援を実施し、推進委員会の活動について厚生労働省ホームページを通じて情報発信する。
- 熱中症対策の取組に積極的な民間企業を募り、地方公共団体や地方の団体とのマッチングの場を設定するなど連携を促進し、熱中症関連ビジネスの推進につなげる。
- 民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げるイベント等の取組を推進する。
- エアコンについては、IoTを活用した製品や操作が簡単なリモコンが市販されていることを踏まえつつ、シーズン前の早期の点検や試運転、適切な室温管理などの使用方法の積極的な普及啓発を行うと同時に、業界団体や民間企業にも積極的な広報活動を依頼する。
- 民間の力によるサブスクリプションを活用して、高齢者等の個人世帯や災害時に避難所として使用される公共施設等において、再生可能エネルギー等の活用や特に寒冷地におけるヒートポンプの活用といった脱炭素の観点も組み入れながら、エアコンの普及促進を図る。

3. 広報及び情報発信の強化

<課題>

適切な予防行動が行われれば、熱中症は防ぐことが可能である。これまで、関係府省庁はそれぞれ、熱中症に関する普及啓発等の広報の実施や、暑さ指数（WBGT）の提供といった情報発信、熱中症予防強化月間（例年7月において実施していたところ、近年は7月から8月において実施）の取組を通じて、国民に広く注意喚起を行ってきた。しかしながら、近年、熱中症による救急搬送人員や死亡者数は高い水準で推移しており、これまで関係府省庁が実施してきた個別の広報や情報発信の取組では、国民の適切な熱中症予防行動に十分に結びついていない、または不十分である可能性があった。そのため、令和3年度からは熱中症予防強化月間を拡充し、熱中症予防強化キャンペーンを開始し、熱中症警戒アラートの全国での運用を始めた。国民の熱中症警戒アラートの認知度は80%であり、一定の認知度が確認されている一方、熱中症警戒アラート発表時に「水分補給」、「エアコンの使用」、「外出・屋外作業の自粛」などの熱中症予防行動をとっている者の割合は概ね6割以下にとどまり、全体としてまだ十分に高くなく、熱中症予防行動が十分に定着した状況とは言い難い状況となっている（図13）。また、特に高齢者の多い農業従事者は、農業が家族経営・個人経営が主体であり、対策が個人の判断に委ねられる場合が多いため、情報発信方法を工夫する必要がある。

<対応方針>

令和3年度から開始した「熱中症予防強化キャンペーン」に基づき、関係府省庁の連携をより一層強化し、より効果的に国民の熱中症に関する意識を高め、予防行動につなげる。キャンペーンの実施期間は毎年4月から9月とすることで時季に応じた適切な呼びかけを行う。また、「熱中症警戒アラート」や暑さ指数について、データの検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討し、関係府省庁が連携して多様な媒体や手段で国民に対して情報共有を行うことで効果的な熱中症予防行動を促す。

<具体的施策>

ア. 熱中症予防強化キャンペーンの実施

- 令和4年度においても関係府省庁の連携強化の下「熱中症予防強化キャンペーン」を4月～9月の期間で実施し、時季に応じた適切な熱中症予防行動の呼び掛けを行うとともに、狙いを絞った効果的な普及啓発や注意喚起、イベント開催等の広報活動を実施する。期間内では、大まかに次のようなテーマ設定を行う。特に、梅雨明け後に厳しい暑さが続く時期は熱中症発症リスクが高いことが知られており、令和3年度は梅雨明けの時期に適切な熱中症予防行動を取っていただくよう、梅雨明け前の時期に環境省と気象庁において連携して周知を行った。令和4

年度も引き続き、梅雨明け後の対策に向けた熱中症の普及啓発を行う。

4月～6月 暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ

7月 梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起

8月 全般的な熱中症対策を呼びかけ

9月 残暑や災害時における熱中症の注意喚起

○当該キャンペーンとしては国民、学校や職場等の各管理者、地方公共団体、業界団体、企業等に対して、関係府省庁が従来の個別の取組から連携を強化し、高齢者等の熱中症弱者を主たるターゲットとして、熱中症警戒アラート発表時の予防行動を重点的に、なるべくワンボイスで、各種のガイドライン、リーフレット等による普及啓発や、ホームページ、SNS、アプリ、通知等による注意喚起、イベントの開催等を行う。

○マイボトル用給水器等を活用し、こまめな水分補給を促すための周知を図る。

イ. 熱中症警戒アラートの更なる活用

○令和3年度より全国で運用を開始している「熱中症警戒アラート」を引き続き運用し、熱中症の危険性が極めて高いと予測される際に、国民に暑さへの「気づき」を呼びかけ、国民の熱中症予防行動を効果的に促す。

○環境省熱中症予防情報サイトや気象庁ホームページ、農林水産省 MAFF アプリ、観光庁監修 Safety tips、各報道機関、地方公共団体、民間企業等によるデジタルサイネージでの放映等の様々な各種ルート、ツールを通じて、熱中症警戒アラート等の情報を広く国民に届け、熱中症予防行動を促す。

○特に高齢者や農業従事者に対しては、関係府省庁が連携して、熱中症警戒アラートをはじめ熱中症に関する情報のより一層の周知を行う。

ウ. 暑さ指数（WBGT）及び気温の観測・予測情報等の提供

○「熱中症警戒アラート」や暑さ指数について、データ検証を行い、精度向上に努めるとともに、効果的な発信の在り方を検討する。

○全国 840 地点の暑さ指数（WBGT）を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」において実況値及び当日～翌々日の予測値を公開する。また、暑さ指数（WBGT）の予測値等のメール配信サービスや、CSV 形式による暑さ指数（WBGT）数値データの提供、アスファルト舗装の上等の実生活の場や地面との距離が近い子どもや車いす利用者を想定した暑さ指数（WBGT）参考値の提供など、地方公共団体による住民への熱中症予防情報提供の基となる情報を、ホームページ等を通じて発信する。

○高温に関する早期天候情報等、時間を追って段階的に発表する熱中症対策向けの気象情報を通じて注意喚起を実施するとともに、アメダスの気温の観測データ、推計気象分布（最新の気温等の分布）等を逐次提供する。

第4. 基盤となる取組

熱中症対策の実施に当たっては、その前提となる熱中症の発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供や、調査研究の推進など、基盤となる科学的知見(エビデンス)等を充実させる取組を継続的に実施していくことが重要である。これらの取組を推進することで、第3. 重点対策に掲げた具体的施策も、より効率的・効果的に進めることが可能となる。

そこで、下記の施策についても、関係府省庁が連携して継続的に取り組むこととする。

1. 熱中症発生状況等に係る正確な実態把握・情報提供

- 夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、調査結果をホームページ上で公表する。
- 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し、公表する。
- 学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度ごとに学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表する。
- 職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表する。
- 農作業中の熱中症による死亡事故の発生状況を調査し、公表する。

2. 調査研究等の推進

- 国内の気候変動の影響評価に向けて、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理を実施する。
- 熱中症の発生の仕組みや原因に関する科学的知見(エビデンス)の集積や研究、分析を行う。
- 熱中症による死亡者数をより早期に公表できるような取組を検討する。
- 死亡者が発生した際のエアコンの設置・稼働状況といった自宅の状況等の背景事情の実態を把握する。

第5. 推進体制及び本計画の見直し等

熱中症対策は、政府、地方公共団体、産業界、各種団体、国民の各主体が、より連携を強化し、様々な取組について改善を重ねながら、継続的に進めていくことが重要である。そこで、政府においては、関係府省庁間の連携を強化し、より強力な体制を構築して、熱中症対策を一層進めるため、以下のように推進体制を強化する。また、取組を検証し改善につなげる PDCA サイクルを確立し、本計画については必要に応じて適宜柔軟に見直しを行っていくものとする。

1. 推進体制

政府内における連携をより強化し、熱中症対策を体系的・効果的に進めるため、令和3年度末には熱中症関係省庁連絡会議（平成19年12月設置）を廃止し、新たに「熱中症対策推進会議」を開催し、より強力な体制を構築して、政府一体となって対策を推進してきた。

熱中症対策推進会議は、環境大臣を議長とし、関係府省庁の局長級を構成員とする会議体とし、政府の熱中症対策を一層推し進めるための議論を行う場として、定期的で開催する。具体的には、本計画の実施状況の確認や検証、改善、新たな施策の検討等を行う場とし、詳細は別途定める会議開催要領（「熱中症対策推進会議の開催について」）によるものとする。

引き続き、熱中症対策については、熱中症対策推進会議において推し進めることとする。

2. 本計画の見直し及び評価

政府における熱中症対策は、本計画に基づき、関係府省庁の連携の下、具体的施策を実施することとするが、その見直しについては、令和4年秋頃から、実施状況等の確認、取組結果の検証等を行い、令和5年夏の取組にフィードバックしていくなど、PDCA サイクルにて実施する。その際には、PDCA サイクルをまわすこと自体が目的ではなく、検証等により抽出した課題への効果的な対応策を、連携して追加していくことが目的であることに十分留意する。

熱中症の発生状況は、その年の天候によって大きく左右される可能性があることから、中期的な目標に掲げた死亡者数の評価については、単年のみで評価するのではなく、移動平均の考え方も取り入れ評価をしていくことが重要である。また、定期的に各主体にアンケートやヒアリングなどを実施し、熱中症対策が国民の間で定着しているかどうかについても適切に把握する。こうした評価方法等の在り方についても随時検証していくこととする。

さらに、気候変動の進展、社会の高齢化等による状況変化や、それに応じた気候変

動政策、福祉政策、教育政策、労働政策、都市政策、住宅政策、防災政策など他の関連する分野の政策の進捗も勘案し、誰一人取り残さないという SDGs の理念も踏まえつつ、本計画については、必要に応じて適宜柔軟に見直しを行っていくことで、より一層の熱中症対策の効果的な推進につなげていく。

<参考資料>

別紙1：熱中症関連予算（令和4年度当初予算、令和3年度補正予算）

別紙2：令和4年度熱中症予防強化キャンペーンにおける関係府省庁取組一覧

別紙3：熱中症対策推進会議の開催について

別紙4：これまでの熱中症対策推進会議の開催状況

令和4年度熱中症関連当初予算

省 庁 名	令和4年度 当初予算額 (令和3年度 当初予算額)	主 な 施 策 概 要
内閣府	-	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時において、被災自治体からの具体的な要請を待たずに、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品を国が調達し被災地に緊急輸送する、いわゆるプッシュ型支援を実施する際には、季節等に応じて、避難所における熱中症対策に必要なクーラー等の冷房機器も支援する。
消防庁	<p>救急業務に関する調査の統計処理業務 6,846千円（6,846千円）の内数</p> <p>政策広報・普及啓発用資料 1,940千円 （1,940千円）の内数</p> <p>通常業務の一環として実施</p>	<p>熱中症による救急搬送人員調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 全国の消防本部を調査対象とし、週毎に速報値、月毎に確定値を公表する。 <p>熱中症予防啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 熱中症対策リーフレットや、予防啓発コンテンツ（ビデオ、イラスト、音声メッセージ、ポスター、ツイッター）を用いた熱中症予防に対する注意喚起及び情報提供を行う。 都道府県、消防本部における取組事例を紹介し、効果的な取組みを促進する。 <ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線の戸別受信機をはじめとする情報伝達手段を活用した情報提供について、災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣や各種会議等を通じて地方公共団体へ周知する。
文部科学省	<p>公立学校施設整備費 73,834,572千円 （76,833,764千円） の内数（内閣府で計上している沖縄分を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援している。（公立小中学校等の普通教室における空調設置率は令和2年度9月1日時点で93.0%となった。）

厚生労働省	<p>新しい生活様式を踏まえた熱中症予防対策の普及啓発の強化 19,537千円（19,532千円）</p> <p>（労働基準局安全衛生部労働衛生課） 通常業務の一環として実施</p> <p>委託事業 45,011千円 （44,768千円）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに蓄積された知見を踏まえ、新しい生活様式下の効果的な熱中症予防の普及啓発を行っていくための経費を要求する。 ・リーフレット等を活用し、都道府県労働局や労働基準監督署において熱中症予防対策について周知・指導を行う。 ・職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの運営等を実施予定。 ・専門家による検討委員会を設置し、職場における熱中症予防対策に関するマニュアルを取りまとめる予定。
農林水産省	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や梅雨明け後など熱中症リスクの高まる時期を中心に、農業者や農業法人等に対して、都道府県、関係団体を通じた通知による注意喚起を発出するとともに、農水省が運営する「MAFFアプリ」をはじめ、メールマガジンやFacebook等様々なコンテンツを活用し、熱中症警戒アラート発出時の適切な予防行動など、熱中症リスクに応じた予防方法の情報等をきめ細かく提供。特に、熱中症予防対策の実践を促すため、熱中症対策資材の活用について、関係機関を通じた呼びかけを強化。
国土交通省	ヒートアイランド対策として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒートアイランド対策に関する施策として、「地表面被覆の改善」、「都市形態の改善」等を実施。
観光庁	通常業務の一環として実施	<p>日本政府観光局（JNTO）、JNTO認定観光案内所のほか、宿泊団体、旅行業者団体へ「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」等の災害・医療関係ツールの情報を熱中症の注意喚起に合わせて提供。</p> <p>【情報提供内容】</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○熱中症対策リーフレット（英語）（環境省作成） ○災害時情報提供アプリ「Safety tips」 ○外国人患者を受け入れる医療機関情報を取りまとめたリスト ○具合が悪くなったときに役立つガイドブック（英語） ○訪日外国人旅行者向け海外旅行保険加入勧奨リーフレット
気象庁	通常業務の一環として実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全国各地の気温等の観測情報及び熱中症警戒アラート等の予測情報の提供
環境省	<p>（環境安全課） 熱中症対策推進事業 121,916千円 （171,944千円）</p> <p>（大気生活環境室） クールシティ推進事業 49,555千円 （49,555千円） （デジタル庁が計上するシステム経費を含む）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症に関する啓発資料作成事業 環境保健マニュアルやパンフレット等の作成・配布による普及啓発を行う。 ・熱中症対策に係る指導者養成事業 自治体の担当職員や一般の方を対象にしたシンポジウムを、ICTも活用しつつ各地で幅広く開催する。 ・地域における効果的な熱中症予防対策の推進等に係る事業 地域における熱中症対策ガイドライン策定に係る事業において、全国の地方自治体における熱中症対策の包括的・体系的な整理及びその実行を後押しするとともに、全国地方自治体における取組状況を把握・検証し、全国的な熱中症対策の底上げを図る。 ・新型コロナウイルス感染症の感染予防策との両立等に対応した熱中症対策の検討・推進事業 「新しい生活様式」における熱中症対策や夏季の自然災害時の熱中症対策について、課題を収集・分析・評価し、効果的な手法について検討、対応マニュアル等の作成や普及啓発等を行う。 ・暑熱対策に関する知見の収集やとりまとめ、情報発信。 ・暑さ指数（WBGT）を熱中症予防情報サイト等で提供し、認知度向上・行動変容に繋がる情報発信を行うと共に、算出する暑さ指数（WBGT）の精度向上を図る。

	<p>(気候変動適応室) 気候変動影響評価・ 適応推進事業 809,502千円の内数 (809,502千円の内 数)</p>	<ul style="list-style-type: none">・「気候変動適応計画」(令和3年10月22日閣議決定)で設定したKPIによる計画の進展状況を把握するとともに、適応策による気候変動影響の低減効果の評価手法を検討する。また、次期気候変動影響評価報告書(令和7年度予定)に向けて評価手法の検討を行う。・気候変動適応法及び気候変動適応計画に基づき、熱中症関連施策を含めた各分野における気候変動適応施策を地方公共団体や関係府省庁と連携して推進。
--	--	--

令和3年度熱中症関連補正予算

省 庁 名	令和3年度 補正予算額	主 な 施 策 概 要
文部科学省	公立学校施設整備費 131,208,045千円の 内数	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援している。（公立小中学校等の普通教室における空調設置率は令和2年度9月1日時点で93.0%となった。）
環境省	（環境安全課） 熱中症対策推進事業 289,590千円	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の個人世帯や災害時に避難所として使用される公共施設等におけるエアコンの普及を促進するため、民間の力を活用したサブスクリプション方式（定額利用サービス）によるビジネスモデル確立のための事業を行う。

令和4年度 熱中症予防強化キャンペーンにおける関係府省庁取組一覧 (※赤字は省庁間で連携する取組)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
キャンペーンの方向性・実施内容	準備期間			梅雨明け	盛夏期	残暑・台風
手法	暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ			梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起	一般的な熱中症対策を呼びかけ	残暑や災害時における熱中症の注意喚起
1. 報道発表						
消防庁	「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の月毎の確定値（月報）及び5～9月の集計結果について報道発表					
気象庁	・熱中症予防対策に関する情報（熱中症警戒アラートを含む）提供について(環境省と連携)【下旬予定】			・梅雨明け時期の熱中症予防対策に関する報道発表（環境省と連携）【梅雨明け時期に予定】		
環境省	・熱中症予防対策に関する情報（熱中症警戒アラートを含む）提供について(環境省と連携)【下旬予定】 ・環境省熱中症予防情報サイトにおける暑さ指数（WBGT）の情報提供について【中旬予定】		・大型ビジョンによる熱中症予防対策の情報発信について【下旬予定】			
				・梅雨明け時期の熱中症予防対策に関する報道発表（気象庁と連携）【梅雨明け時期に予定】		
2. 各種団体への普及啓発						
スポーツ庁			・小・中・高等学校の指導主事向けの協議会や体育連盟の会議等で注意喚起を実施【6月中旬～8月下旬予定】			
農林水産省					・関係団体や都道府県等の農業関係者が参画する会議において、熱中症の対策の徹底を周知【中旬予定】	
経済産業省	・業界団体からの呼びかけ【上旬予定】					
気象庁	・各地の気象台において、地方公共団体、関係機関説明会などの機会に、熱中症警戒アラート等の普及啓発、ポスター掲示、リーフレット等の配布（環境省と連携）【4月上旬～5月下旬予定】					
環境省		・各関係団体への周知を通して熱中症予防啓発【上旬予定】				
	・熱中症警戒アラート等の熱中症予防対策に関するポスター・リーフレット等での普及啓発（気象庁と連携）					
3. ホームページ、SNS等での情報発信、注意喚起						
消防庁	・消防本部における熱中症予防啓発取組事例集の作成			・予防啓発コンテンツによる注意喚起【7月～8月予定】		
	・「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」の週毎の速報値（週報）、月毎の確定値（月報）、5～9月の集計結果をホームページに掲載					
	・消防庁特設ホームページ等による予防のための普及啓発（関係府省庁連携） ・消防庁ツイッターによる注意喚起（関係府省庁連携）					
文部科学省		・文科省学校安全ポータルサイトにおいて熱中症事故の防止について注意喚起（関係府省庁連携）【5月上旬～6月上旬予定】 ・都道府県教育委員会等の学校安全担当者向けの説明会などの機会に、文部科学省の取組について紹介、注意喚起	・熱中症予防のための教材カード作成及び学校安全Webに公開（JSC）			
	・ポータルサイト等による熱中症予防についての注意喚起（関係府省庁連携）					
スポーツ庁		・保健体育教員向けの研修で注意喚起【5月下旬予定】				
	・スポーツ庁SNSで注意喚起（関係府省庁連携）【5月下旬～9月下旬予定】					
厚生労働省						
	・熱中症予防について厚生労働省SNSで注意喚起（関係府省庁連携）【5月中旬～9月下旬予定】					
	・ポータルサイト等による熱中症予防のための普及啓発（関係府省庁連携）					
		・熱中症による死傷労働災害件数を公表				
農林水産省			・高温等に伴う農産物等の被害防止に向けた技術指導と合わせ、熱中症の注意喚起等を想定。		・台風接近に伴う農産物等の被害防止に向けた技術指導と合わせ、熱中症の注意喚起等を想定。	
	・MAFFアプリを通じた熱中症警戒アラート等の情報提供					
	・熱中症リスクの高い時期に合わせ、MAFFアプリ、SNSを始めとした様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、注意喚起情報等を提供。（関係府省庁連携）					

令和4年度熱中症予防強化キャンペーンにおける関係府省庁取組一覧（※赤字は省庁間で連携する取組）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
キャンペーンの方向性・実施内容	準備期間			梅雨明け	盛夏期	残暑・台風
手法	暑熱順化やエアコンの早期点検等の呼びかけ			梅雨明けに特に熱中症のリスクが高いことを国民へ注意喚起	全般的な熱中症対策を呼びかけ	残暑や災害時における熱中症の注意喚起
経済産業省	・エアコン早期点検の呼びかけの開始（環境省と連携）【上旬予定】					
国土交通省	← 国交省SNSによる注意喚起（関係府省庁連携） →					
観光庁				・訪日外国人旅行者等に対してJNTOのSNSで熱中症等関連情報を発信する（関係府省庁連携）【6月～9月予定】 ・災害時情報提供アプリ「Safety tips」において熱中症警戒アラート等の熱中症情報のプッシュ通知を実施（環境省・気象庁と連携）【6月～9月予定】		
気象庁	・「高温に関する早期天候情報」、「高温に関する気象情報」、「熱中症警戒アラート」など熱中症対策向けの気象情報の的確な発信、気象庁防災ツイッター活用（関係府省庁連携）【4月下旬～10月下旬予定】					
環境省	・エアコン早期点検の呼びかけの開始（経産省と連携）【上旬予定】 ・環境省ツイッターの活用（関係府省庁連携）【上旬予定】					
	← 熱中症予防に関する政府広報の活用（テレビ・ラジオ）【4月～9月予定】 →					
	← 環境省熱中症予防情報サイトやSNSで、熱中症警戒アラートや暑さ指数（WBGT）等の熱中症予防情報を発信（関係府省庁連携）【4月下旬～9月下旬予定】 →					
			・マイボトル給水器を活用し、こまめな水分補給を促すための周知【6月～7月予定】			
4. イベント						
厚生労働省 （農林水産省、国土交通省、環境省）	・STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間		← STOP！熱中症クールワークキャンペーン（主催：厚生労働省、後援：農水省、国交省、環境省）【5月～9月予定】 →			
気象庁				・各地の気象台が開催する「お天気フェア」における普及啓発（ポスター掲示、リーフレット配布等）【7月下旬～8月下旬予定】		
環境省			・熱中症対策シンポジウムの開催【6月～7月上旬予定】			
5. 通知・事務連絡						
内閣府防災	← 被災地に対する必要な周知等 →					
消防庁	← 被災住民等の熱中症対策についての事務連絡を各都道府県、各消防本部に向けて発出 →					
		・各地域の消防職団員においても熱中症予防対策の強化を図るよう通知を発出【中旬予定】			・熱中症予防対策の強化についての事務連絡を各都道府県、各消防本部に発出【中旬予定】	
文部科学省	・熱中症事故の防止についての事務連絡を各都道府県教育委員会等に発出【4月下旬予定】					
スポーツ庁		・熱中症事故防止についての事務連絡を各都道府県、スポーツ関係団体等に発出【下旬予定】				
厚生労働省		・熱中症予防の普及啓発・注意喚起についての事務連絡を都道府県等に発出			・熱中症予防の普及啓発・注意喚起についての事務連絡を都道府県等に発出	
	← 災害発生時に避難所における熱中症予防についての事務連絡を地方公共団体に向けて発出 →					
農林水産省	・気温の上昇する時期に合わせ、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する通知を発出【下旬予定】			・気温の上昇する時期に合わせ、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する通知を発出【下旬予定】		
環境省	← 災害発生時の熱中症対策についての事務連絡を地方公共団体等に向けて発出 →					
			・避難所等での暑さ指数（WBGT）の表示についての事務連絡を地方公共団体等に向けて発出			
			・今夏の災害発生時の熱中症対策についての事務連絡を地方公共団体に向けて発出【中旬予定】			

熱中症対策推進会議の開催について

令和 3 年 3 月 25 日
令和 4 年 3 月 1 日改定
関係府省庁申合せ

1. 近年、熱中症による死亡者数が急増する等、気候変動の問題は気候危機ともいふべき状況に至っている。熱中症が予防できる疾患であり、また、幅広い分野で対策が必要であることを踏まえ、必要な施策を関係行政機関が緊密な連携の下、総合的かつ計画的に推進するため、熱中症対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。
2. 推進会議の構成は、別記 1 のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加又は関係者に出席を求めることができる。
3. 推進会議の下に、幹事会を置く。幹事会の構成は別記 2 のとおりとする。ただし、幹事長は、必要があると認めるときは、構成員の追加や関係者の出席を求めることができる。
4. 推進会議及び幹事会の庶務は、環境省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。また、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、幹事長が定める。

附 則

推進会議の開催に伴い、熱中症関係省庁連絡会議（平成 19 年 12 月 21 日設置）は廃止し、これまで同会議で決定した事項及び検討した事項等については、推進会議に引き継ぐものとする。

別記 1

議長	環境大臣
副議長	環境大臣が指名する環境副大臣
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長 内閣府大臣官房審議官（防災担当） 消防庁審議官 文部科学省総合教育政策局長 厚生労働省健康局長 農林水産省大臣官房生産振興審議官 経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 国土交通省総合政策局長 観光庁審議官 気象庁大気海洋部長 環境省大臣官房環境保健部長

別記 2

幹事長	環境省大臣官房環境保健部環境安全課長
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室参事官 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官 （普及啓発・連携担当） 消防庁救急企画室長 文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長 スポーツ庁健康スポーツ課長 厚生労働省健康局健康課長 厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長 農林水産省農産局農産政策部技術普及課生産資材対策室長 経済産業省大臣官房総務課危機管理・災害対策室長 国土交通省総合政策局環境政策課長 観光庁旅行業務適正化指導室長 気象庁大気海洋部業務課長 環境省地球環境局総務課気候変動適応室長 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室長

熱中症対策推進会議の開催状況

熱中症死亡者数等の増加を踏まえ、それまでの熱中症関係省庁連絡会議を令和3年3月に熱中症対策推進会議に格上げし、以下のとおり、開催。

令和3年3月25日 第1回熱中症対策推進会議
議題：熱中症対策行動計画の策定

令和3年7月2日 第2回熱中症対策推進会議
議題：令和3年夏に向けた政府の取組について